

平成20年第6回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第4号

平成20年9月19日(金曜日)

議事日程 第4号

平成20年9月19日(金曜日) 午前9時開議

- | | | |
|------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 請願第8号 | 観光地における夜間の騒音及び騒動の制限に関する請願について |
| | 陳情第4号 | 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択について |
| | 陳情第5号 | 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択について |
| 日程第2 | 議案第86号 | みなかみ・水・「環境力」宣言について |
| | 議案第87号 | みなかみ町税条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第88号 | みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第89号 | みなかみ町子育て支援条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第90号 | みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第91号 | みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第93号 | 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)について |
| 日程第7 | 議案第94号 | 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| | 議案第95号 | 平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第96号 | 平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第97号 | 平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第98号 | 平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第99号 | 平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について |

- 日程第 8 議案第100号 平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 9 認定第1号 平成19年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第2号 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成19年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成19年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第11号 平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 発議第10号 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書提出について
- 日程第13 発議第11号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書提出について
- 日程第14 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第15 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (22人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	13番	中村正君
14番	鈴木幸久君	15番	河合幸雄君
16番	鈴木勲君	17番	森下直君
18番	根津公安君	19番	速水一浩君
20番	本多秀律君	21番	倉澤長男君
22番	阿部源三君	23番	傳田創司君

欠席議員

12番 小野章一君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 阿部正 書記 深代和恵

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部一司君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	石坂武君
税務課滞整GL	石坂和利君	保健福祉課長	林耕平君
生活環境課長	鈴木初夫君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	林昭君	地域整備課長	岡村章君
教育課長	青木寿君		

開 会

午前9時02分 開議

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。

本日は、9月定例議会最終日であります。

関係者には、定刻までにご参集いただきまして、誠に有り難うございます。

ただ今の出席議員は22名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日も議場内、大変暑くなると思われます。上着につきましては、ご自由に判断をされますようお願いいたします。

開 議

議 長（傳田創司君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第4号のとおりであります。

議事日程第4号により議事を進めます。

- 日程第 1 **請願第8号 観光地における夜間の騒音及び騒動の制限に関する請願について**
 陳情第4号 陳情第4号、社会保障関係費2200億円削減方針の撤回を求める
 意見書採択について
 陳情第5号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択について

議 長（傳田創司君） 日程第1、請願第8号、観光地における夜間の騒音及び騒動の制限に関する請願についてから、陳情第5号、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択についてまで、以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 報告の前に一言、ご挨拶をさせていただきたいと思ひます。

先般、望みました委員会においては、初めてでしたので無我夢中でございました。

振り返りますと、間違いだらけ、至らない点が多々ある運営であったと思ひます。

そして、本日の報告に対しましても、今朝までかかってやっとまとめてまいりましたが、これについても的はずれであったり、つたないことがあるかもしれませんが、議員各位、町当局者のご理解とご厚情をいただきまして、誠実に一生懸命取り組んでまいりましたので、進めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本委員会に付託されました請願第8号から、陳情第5号についてまで、一括にて委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず、**請願第8号、観光地における夜間の騒音及び騒動の制限に関する請願について**、申し上げます。

最初に担当課より説明を受け、請願の文言に憲法に抵触する恐れあり、また条例化を急

ぐより地域全体の運動が大切との指摘がありました。

議員からは特例で何とか条例化はできないかなど、凡そ2時間に及ぶ議論があり、最後に改めて議員一人ひとりの意見を伺いました。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本請願は多数を以て、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

なお、観光町の環境を考える上で、この問題に対しては今後も大事に取り組んで行くことを確認し合っております。

次に、**陳情第4号、社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択**について申し上げます。

事務局の朗読の後、「内容は厚生のようなが質疑に答えるのは誰」との問いがあり、内容は厚生だが議運を通っているため、審査をお願いするとの事。議員より陳情・請願は尊重すべき等の意見がありました。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本陳情は全会一致を以て、採択すべきものと決定いたしました。

次に、**陳情第5号、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択**について申し上げます。

事務局の朗読の後、議員より当町においては、昨年灯油代補助に対して一番に手を挙げ、弱者対策を実施、反対の理由などはあるはずがない等の意見がありました。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本陳情は全会一致を以て、採択すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。まず、請願第8号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第8号の質疑を終結いたします。次に陳情第4号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第4号の質疑を終結いたします。次に陳情第5号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第5号の質疑を終結いたします。これより請願第8号について、討論に入ります。本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第8号の討論を終結いたします。

請願第8号、観光地における夜間の騒音及び騒動の制限に関する請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、請願第8号、観光地における夜間の騒音及び騒動の制限に関する請願については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） これより陳情第4号について、討論に入ります。
本陳情に対する委員長報告は、採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第4号の討論を終結いたします。
陳情第4号、社会保障関係費2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択についてを採決いたします。
本陳情に対する委員長報告は、採択であります。
本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、陳情第4号、社会保障関係費2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択については、採択とすることに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） これより陳情第5号について、討論に入ります。
本陳情に対する委員長報告は、採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第5号の討論を終結いたします。
陳情第5号、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択についてを採決いたします。
本陳情に対する委員長報告は、採択であります。
本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、陳情第5号、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択については、採択とすることに決定いたしました。

日程第2 議案第86号 みなかみ・水・「環境力」宣言について
議案第87号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について
議案第88号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第2、議案第86号、みなかみ・水・「環境力」宣言についてから議案

第88号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてまで以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 本委員会に付託されました議案第86号についてから、議案第88号についてまで、一括にて委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず、議案第86号、みなかみ・水・「環境力」宣言について申し上げます。

担当課より詳細説明の後、議員より、一の倉沢の件はとの質問に対して、以前の計画は白紙であるとの答えであります。そして、まず宣言することが大事との後、以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第87号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

資料に基づいて説明の後、天引きには反対等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第88号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について申し上げます。詳細説明の後、質疑もなく、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず議案第86号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第86号の質疑を終結いたします。

次に議案第87号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第87号の質疑を終結いたします。

次に議案第88号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第88号の質疑を終結いたします。

これより議案第86号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、議案第86号の討論を終結いたします。

議案第86号、みなかみ・水・「環境力」宣言についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号、みなかみ・水・「環境力」宣言については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第87号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) 議案第87号、みなかみ町税条例の改正について、反対討論を行います。

今年の4月からは、すでに75歳以上の老人だけを別枠にした保険料を徴収するという、例の姥捨て山制度、正しくは「後期高齢者医療制度」が、これが始まっております。

保険料が年金から天引きされるという、そういう事態は国民の大きな声になっておりまして、当然これについては、政府や自民党は負担軽減や制度の一部凍結などを変えて、現在まで来ております。

その年金から天引きされるという事態に合わせてですね、10月からは65歳から74歳の年金受給者、いわゆる前期高齢者と呼ばれておりますけれども、これも国保税を年金から天引きしています。

さらに今回の町の条例改正については、来年ではありますが、来年10月から住民税も、この年金から天引きするという、まさに今までなかったことが起きてしまいます。

本人の同意もなく、問答無用に年金から住民税を差し引くという、こういうものは、法的に言うとも財産権の侵害でもあります。老人いじめと言われても仕方のない、こういう税条例の改正については、私は断固反対いたします。これが反対討論です。以上です。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

1番前田善成君。

(1番 前田善成君登壇)

1 番(前田善成君) 議案第87号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の改正については、2つの大きな改正点があります。

1点目としては、今、穂苺議員が言われたように、後期高齢者の問題であります。

少し、話題は下火になりましたが、高齢者の年金から特別徴収、天引きされることが大変問題になっております。本町においても、国の問題とするのではなく、住民に十分理解される心のこもった広報を求め、誰にとっても利便性か、利便性の本当の意味を十分考慮していただきたいと思っております。

2点目としては、福田政権下の目玉であります「ふるさと納税」であります。

納税者の意向が反映される納税であり、エコタウンを目指す「みなかみ町」の環境改善や保全による真の森林と水を守る町になるような、そんな十分に町が発展できるような活用をして欲しいと思っております。そのような良い点がありますので、今回の改正について、賛成の立場での討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第87号の討論を終結いたします。

議案第87号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、議案第87号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第88号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第88号の討論を終結いたします。
議案第88号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第89号 みなかみ町子育て支援条例の制定について

議 長（傳田創司君） 日程第3、議案第89号、みなかみ町子育て支援条例の制定についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀律君。

（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）

厚生常任委員長（本多秀律君） 本委員会に付託されました議案第89号、みなかみ町子育て支援条例の制定について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

始めに担当課長より、子育て支援条例の内容と当面行う事業について、次のように説明がありました。

子育て支援条例を制定させて、来年度予算に反映させて頂きたいと考えております。

一つは、子育て支援センターの新設であり、拠点は「認定こども園」の中に設置し、すでに改修工事が始まっております。

二つには就学援助費として、小学校入学時と中学校入学時に体育着など必要用具購入費の助成を行いたい旨の説明がありました。

質疑では、条例制定は結構なことであります、購入に際して、地元の業者にて商品券の活用の質疑がありました。敬老祝い金は、それを削って当てるといふのはいかがなものか、それとは切り離してやっていただきたい。「みなかみ町の責務（3条）」についてですが、幼稚園児も減っていますので、もっと具体的に支援センターの取り組みを考えて欲しい。

敬老年金では、高齢者の意識に少し我慢して子供たちに応援してやろうとの意識をご理解できないか、意識を変えるには批判を受け入れることも、やむを得ないのではないか、敬老祝い金は金額ではないのではないかなど等々の意見もありました。

以上、質疑を終わり、採決の結果、議案第89号は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。議案第89号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ないようですので、これにて議案第89号の質疑を終結いたします。

これより議案第89号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第89号の討論を終結いたします。

議案第89号、みなかみ町子育て支援条例の制定についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号、みなかみ町子育て支援条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第90号 みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第4、議案第90号、みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案につきましては、小野章一産業観光常任委員長が、急きょ入院されたため、副委員長から報告を求めます。

産業観光常任副委員長河合生博君。

（産業観光常任副委員長 河合生博君登壇）

産業観光常任副委員長（河合生博君） 報告に先立ちまして、突然、昨日のことでございますので、非常に戸惑っており、私自身が自覚もあまりしっかり出来ておらない状態でございます。発言等で不本意な発言等がございましたら、ご容赦をお願いいたします。

本委員会に付託されました議案第90号、みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

担当課より、条例の一部改正により、土合サテライトを行政財産から、普通財産に移行することによって、自主的な管理運営をするものである、特にJR東日本の支援、谷川岳エコリズム推進協議会の設立等も考える中で、国からの支援も受けやすくなること、山岳ガイドの養成所としても土合サテライトを拠点とした谷川岳を前面に町の観光振興にも役

立つ施設にしたい旨の説明の後、質疑に入りました。

委員からは、JR支援を含め、今後における支援方法が変わる心配もあるのではないかと
との意見もあり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきもの
と決定いたしました。以上申し上げ報告といたします。

議 長（傳田創司君） 審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第90号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて議案第90号の質疑を終結いたします。

これより議案第90号について、討論に入ります。

本案に対する副委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8 番（穂苅清一君） ただ今、産観の委員長報告ということで、議案第90号、みなかみ町の山
岳資料館条例の一部を改正する条例について出されましたが、これについては反対をいた
します。

かねてより、この山岳資料館については、湯原に作るという方向ではなく、最初から土
合、谷川岳の麓に作るべく、そういう話も進められてきたわけですから、本来それが一番
正しい選択の方法であったと思います。

それが町のあの湯原の中に、狭い、しかも個人の所有する建物を利用しての山岳資料館、
本来であれば今言ったように、谷川岳の側にすでにあの場所については、確保してあった
わけで、建物も町の所有になっていたわけです。

そういう点で考えるならば、この前回の時に土合サテライトとして、山岳資料館の第2
山岳資料館的な向きでもって設定されたことに対しても、私は反対いたしましたけれども、
敢えて、これを今、JRの支援が受けられるからということでもって、このように決めた
ことをせつかく方向性が出て、また来たことがまたひっくり返されるという、こういうこ
とに対しては、あまりにも無計画すぎる、建物の使用の仕方についても、普通財産、それ
ぞれ行政財産という違いがあるかもしれないけれども、あまりにも適正を欠ける、そうい
う性質のものであると私は考えます。

よって、ただ今の委員長報告には賛同できません。反対いたします。以上です。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

6番林喜美雄君。

（6番 林喜美雄君登壇）

6 番（林喜美雄君） 議案第90号、みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例について、
賛成の立場から討論を行います。

国や地方の財政改革を推進するためには、民間が出来ることは民間が行い、小さな政府
を目指す必要があります。また、民間施設なら出来ることも公共施設ではいろいろな制限
があり、出来ないことも多いのが現状であります。

例えば、公共施設では、提供するサービスが、その時々事情に対して、替えようとす
るようなことはなかなか出来ません。また、民間からの支援の申し出に対しても、予算化
など、その他の手続きが必要になり、迅速な対応が出来ないことであります。

本条例を改正して、民間のノウハウを活かし、いろいろなサービスを素早く提供し、ま

た民間からの支援を受けることも早く対応できるようにすることも可能となります。

また、地域の山岳会や山岳ガイドの会が中心となって、施設運営がされることにより、公共施設の統廃合を推進し、公共の負担を軽減することにもつながります。

以上の観点から、賛成討論とさせていただきます。

議 長（傳田創司君） 次に、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 議案第90号、みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をさせていただきます。

ただ今の賛成討論の中で小さい政府、民間で出来ることは民間でというふうな趣旨の発言がありました。

山岳資料館については、今まで町にはなかったものを町が湯原に建てて、なお土合に建てたというふうなことで、去年作って、条例も今年の3月に作ったばかりです。

それを今回変えるということは、あまりにも無計画すぎるということで反対をいたします。以上です。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第90号の討論を終結いたします。

議案第90号、みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案について、副委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第90号、みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例については、可決されました。

日程第5 議案第91号 みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第5、議案第91号、みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、5番河合生博君の退場を求めます。

－ 5番 河合生博君 除斥 －

議 長（傳田創司君） 本案につきましては、小野章一産業観光常任委員長が急きょ入院をされたため、本来であれば、副委員長が委員長報告を行うところではありますが、当該副委員長については、委員会審議において、退席をしておりますので、代わって年長委員の倉澤長男君から委員長報告をお願いいたします。

産業観光常任委員倉澤長男君。

（産業観光常任委員 倉澤長男君登壇）

産業観光常任委員（倉澤長男君） 産業観光常任委員会正副委員長が諸般の事情により、私が委員会の審査の経過と結果についてご報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました議案第91号、みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例について、担当課より、現況、繰越損失943万8,591円、今期指定管理料0円、新たに営業実績向上のため、観光関連宣伝グループとの提携により、4・5・6月と、総合的には、営業成績も上げておりますが、まだまだ厳しい経営状況にあります。このたびの条例改正により、客層に合わせた幅の広いサービスの提供、様々な企画での設定が可能であり、今後の営業実績に結びつけたいとの説明がありました。

委員からは、料金設定は町とよく協議をして決めていただくこと、町有施設である中で、町民の利用料金については、他に指定管理した施設にも類似した施設もあるが、どうするのか等の意見もありました。

以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ、委員長報告代理といたします。

議長（傳田創司君） 審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第91号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 委員長代理ということで申し訳ないのですけれども、質疑をさせていただきます。

本条例での委員会審議の際は、河合議員は除斥をされていたのか、全会一致の中に入っていたのかということと、3月議会で指定管理者が期限切れで新たに月夜野振興公社に再度議決されました。その後、月夜野振興公社の役員の変更が行われ、河合議員が役員構成に加わりました。

そのことが、今回の副委員長報告が出来ないということになっているのだと考えますけれども、そういう施設に産業観光常任委員が構成員になっていることについて、議論があったかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（傳田創司君） 産業観光常任委員倉澤長男君。

（産業観光常任委員 倉澤長男君登壇）

産業観光常任委員（倉澤長男君） 産業観光常任委員会におきましては、仰るとおり、河合議員はこの議論におきましては席を外されて協議をいたしました、結果でございます。

それともう一点、人事のことですか？

7番（原澤良輝君） 産観の委員があとで指定管理者になったことに対する議論があったかどうかということ。真沢の森の指定管理者が変更した後、役員構成の変更があって、その河合議員が役員になったことについて、産観委員会で議論があったかどうかということです。

産業観光常任委員（倉澤長男君） この件についてはふかいて議論はありませんでした。以上です。

議長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ないようですので、これにて議案第90号の質疑を終結いたします。

これより議案第91号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8番（穂苺清一君） 議案第91号、みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条

例について、反対討論を行います。

ただ今、報告がありました。これについては今質疑の中にも示されているように、若干疑問が残る部分があります。それは一つには議員であり、産観委員長である者と、この指定管理者になっている施設の代表者に等しい立場にいる役員を兼務するということが、これは良いのか、悪いのか、その問題は別の問題になろうかと思えますけれども、そういう問題も、この中には絡んで出てきます。

先程、指定管理されていて、指定管理料がゼロということで報告がありましたけれども、前期、その前、2年続きで見ますと、かなりの高額な指定管理料が出されておるのはご存知だと思います。前期が1,300万円ほどの指定管理料が出されております。

今回はゼロと、なぜこうなっているのかという点も、まあ委員会の中では論議されたかどうかはあまりなさそうな気配ですけれども、そういう点も非常に不明瞭であろうと思えます。

条例改正の中には、この基本料金、今までの料金から、大人が約4千円、子供が約2千円、大人が1万2千円になります、上限ですけれども、子供が8千円。

まあこういう今の時勢の中で、これほど大幅に値上げするという点で、客離れが普通の人であれば、心配もいたします。これは当然、この条例の第15条第4項の中には、「この収益、利用料は指定管理者の収入」ということでもって、収受できるということになります。他の今現在、指定管理をされている所についてはそういうふうな規定はありませんので、こういう指定管理されている施設のこのような問題が他の所に波及していくのか、いかないのか、行って良いのか、悪いのか、そういう点も今後の課題になろうかと思えます。

そういう点で考えたときに、非常に問題のある条例の一部改正であると私は考えております。そういう点で委員長報告に対しては賛同できませんので、反対いたします。以上です。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

2番阿部賢一君。

(2番 阿部賢一君登壇)

2番(阿部賢一君) 議案第91号、みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

本施設は、都市との交流を通して、地域の活性化と雇用の促進を図ることを目的に設置されたものであります。

しかしながら、ここ数年は宿泊者数が減少し、赤字が続いている厳しい状況にあります。

このため、月夜野振興公社では民間の宿泊施設運営会社から役員を登用し、様々なサービスを提供して、宿泊者数を確保しようと努力をしているところであります。

4月からの実績を見ても、大変厳しい状況ではありますが、宿泊者数は伸びている状況にあり、さらに稼働率を高めるためにもサービスに見合った料金体系の見直しを行い、より魅力ある施設運営を行うことを目的とした料金改正であると思えます。

町は、指定管理者の申請を承認する際は、公共施設の料金でありますので、料金設定に関しては明朗で公正な価格を確保することを十分認識して頂くことをお願いし、本条例改正については賛成するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

15番(河合幸雄君) 議長、暫時休憩をお願いいたします。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。
（9時45分 休憩）

※ 休憩中に、議会事務局長から除斥理由に関する報告がされた。

（9時48分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長（傳田創司君） 討論を継続したいと思います。
次に反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
15番河合幸雄君。
（15番 河合幸雄君登壇）

15番（河合幸雄君） 今、先程、河合生博君の件に対して、ただ今の休憩中に事務局から説明があり、別に問題は無いということですので、このことについては賛成いたします。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。
（9時50分 休憩）

（9時52分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長（傳田創司君） 次に反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
11番久保秀雄君。
（11番 久保秀雄君登壇）

11番（久保秀雄君） 原案に賛成の立場で討論に参加したいと思います。
この真沢ファームの問題については、いろいろ審議をされてきました。
今まで指定管理に出されていたものが期限が切れて、この4月に更新をすると、こういうことであります。
この経緯の中には、先程、穂苅議員の討論にもありましたように、前年度が約1,300万円の指定補助金といいますか、出されておりました。本年度からは、補助金ゼロであります。この指定管理は町の施設を効率的に運営していく、そして財政の再建を図ることが大きな目的であろうと思います。
議会においても行財政検討委員会を立ち上げて、各施設の統廃合について一つの結論を出しております。この方向に沿った今回の指定管理であろうと思います。
先程、報告がありましたように、4月以降大きな実績を上げてきています。4月からずっと大きな増客が実現されております。これは新しい運営母体、これを作っているいろいろな努力をしているからだろうと思います。その一人の中に河合生博議員が入っているわけで

すけれども、事務局の報告によりますと、この役員として入ることについては兼職の禁止、この事項には当たらないという報告を受けております。

これから先、条例の改正をして、料金の幅を持たせる、そして、いろいろな工夫をした増収対策、増客対策をしてぜひ増収に努めていただいて、真沢ファームの赤字解消に努めていただきたい、そして、行革委員会の中でも議論されていましたが、黒字が出たところについては出来るならば、町にその一部でもいいから入れていただきたい、こういうことが実現できれば、本来の指定管理の目的に沿った動きになるのではないかと、こういうことであります。ぜひ、議員各位のご賛同をお願いして賛成討論といたします。以上です。

議 長（傳田創司君） 次に反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 反対の立場で討論をしたいと思います。

先程、指定管理の問題について、事務局長の方の見解を求めるという経過がありました。

本来ならば、自分で調べて確信を持って言うのが筋ではないかと思えます。またそれを町長が、議事録に残せとか何とか言うのも問題だと思えます。

指定管理の選定の問題を言えばですね、これは前回指定管理者を月夜野振興公社に延長するときに確か入札をしたと思えます。その時に今現在管理しているのが、一番安かったわけではないと私は聞いております。そういったところでやはり入札した場合は、安いところに入札するのが適当ではないかと思えますけれども、その辺の判断については、私が選んだわけではないので、他の要素があったのかなと思えます。

そういった意味で、今回指定管理者の構成員にやはり議員になるということは、やはりこういう正常な、産観の副委員長としても議論に参加できないし、この本会議でも議論に参加できないと、そういう問題が起きてきて、議員本来の役割が果たせなくなります。

議員の中にも、他の団体の役員をされていたのですけれども辞めたという方もおられます。

そういった意味で議員としては、そういう関連の所を役員なり、構成員なりになっているのは適当ではないのではということがありますので、反対をいたします。以上です。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第91号の討論を終結いたします。

議案第91号、みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第91号、みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例については、可決されました。

5番河合生博君の入場を許します。

— 5番 河合生博君 入場・着席 —

日程第6 議案第93号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について

議長（傳田創司君） 日程第6、議案第93号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 本委員会に付託されました議案第93号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

規定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億2千50万9千円を追加するものであります。

質疑では、奥利根水源憲章碑建立とは、防犯対策費の内容は、町長車の購入はハイブリット車なのか、有害鳥獣の補正が少ないがこれで大丈夫なのか、雹害の実態は、肺炎球菌の予防費は良いことである等、質疑が相次ぎ、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第93号について、質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8番（穂苅清一君） 一般会計補正予算の中にはいろいろな問題があるかと思えますけれども、その中で今問題になっている、かねてから数ヶ月前から問題になっている埋蔵文化財の発掘調査に関するいわゆる不適正処理と言いますか、そういうことでの問題が発生しております。マスコミにも大分書かれております。その課題が、この補正予算の中に入っているかと思うのですが、その点はどのように審議されたのでしょうか。

議長（傳田創司君） 総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 委員会の中で埋蔵文化財についての議論は20年度に間に合うのかという質疑が一つであります。また担当職員の停職についての内容、そこまでございました。全員協議会で説明がされていたため、予算についての質疑は行われませんでした。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はございませんか。

9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 肺炎の予防注射の補助については良いことだと思います。

もう一つ、インフルエンザの予防注射ということで、両方やると健康増進になって医療費の削減とかです。ね、財政にも寄与するのではないかと思うのですが、みなかみ町が自己負担2千円ですけれども、他町村に揃えて千円にした方が良いんじゃないかということが、肺炎の予防注射の話をしてるときに、これもやった方が良いんじゃないかという意見は出なかったのですか。

議長（傳田創司君） 総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） その件については出ませんでした。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ないようですので、これにて議案第93号の質疑を終結いたします。

これより議案第93号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8番（穂苺清一君） 議案第93号、2008年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について、賛成多数でという報告がありました。これについて私はいくつかの視点から反対せざるを得ませんので反対討論をいたします。

先程、質疑の所でも出しましたけれども、埋蔵文化財の不適正な処理、これが既に20年前からあったことが今、合併後2年半経ってやっと明らかになったということでもあります。これは非常に奇異な問題であります。

かつて議会では、過去のことは取り上げないということで決議を、まあ決議なんですよけれども、した経緯があります。

その時にもそれは好ましくないとして、反対しましたけれども、これはまさに20年前のことが未だに処理されてなかったことで、明らかになってしまったわけです。

この責任を一体行政はどう感じているのか、非常に不明朗な点があります。

既に中間報告から、最終の報告ということで文書も出されており、それぞれ記者会見もされてはおりますけれども、いまいちこの問題については解せない部分があります。

そういう問題を、この一般会計補正予算で凡そ1,200万円で総てを片を付けてしまうというやり方、これで片が付くかどうかは非常に不明であります。

そういうやり方が正しいのかどうか、財政会計上ですね、正しいのかどうか、そういう点の疑問も私は持たざるを得ません。

こういう問題が全国的に発生しているかいないかということを当局はつかんでいるのかどうか分かりませんが、私は既につかんでおります。こういう似たような事例がやはり発生しております。しかも国の補助金事業で不適正な処理があれば、補助金等の適正化法に絡んで、会計検査院が介入して調査しなければならない、その報告もしなくてはならないという、そういう問題でもあります。5年、10年経っても、それは必要であります。

そうなってくると、さらに今後、この問題の解明に時間が要するのではないかとということも感じております。絶対にあってはならないことがこういうふうなことでも起きているということ、その予算をですね、補正でもって、プラスマイナス1,200万円余で計上すること自体は、これはいかななものかと言わざるを得ません。

もう1点で、一番大きい問題というのは、後期高齢者医療制度であります。

何回も、これは私も議会で取り上げておりますけれども、国も大分困り果てて、3億から4億くらいのお金をかけて、大宣伝をしておりますね。

マスコミを見れば分かると思いますけれども、かなりのお金をかけた宣伝費を使って、政府の見直しせざるを得ない行為について、いわゆる釈明をしつづけております。

本来であれば、これは当然もう廃案に持っていかなければならない、現在の法律は撤回しなければならないというのが私は筋であろうと思います。

全国の市町村は全部で1,830ほどありますけれども、このうち既に650くらいの地方自治体がこの問題について撤回なり、見直しなりの決議をしております。

我が町議会については、何回か取り上げられておりましたけれども、6月の議会においては賛成議員も多数おりましたけれども、残念ながら可決という、廃案についての可決ということはありませんでした。

承知のように国会では、参議院は廃止法案を可決しております。今現在継続審議であります。そういう点で考えると、こういうことによって、町の一般会計等において、あるいは特別会計等において大きな負担がどんどんかかっているのが現実であります。そういう点でこういうものが入っていることについては、今回の一般会計補正予算については賛成しかねません。

それと同時に、水上給食センターも廃止されて、その影響で月夜野給食センターから搬送するとか、足りない分は新治から搬送するとかということでもって、これにもまた数千円もお金がかかってしまっているような現状もあります。

そういう点で給食というものは自校方式で地域の食材を使って、給食に当てることが食の安全、子供たちの食に対する考え方や気持ちを変えていく、一番大事な部門であろうというふうに思います。

そういうことが本来は、教育委員会の役目であろうかとは思いますが、そういう点なんかもした場合に、給食センターの経費がいわゆる取り壊しでもって、経費が削減されてくるわけですが、それを後期高齢者医療制度を推進していく立場にある広域連合、この広域連合に宣伝費を今回の補正予算の中でも支出していると、そういう点も考えると、やっぱり反対せざるを得ないです。以上です。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

3番林一彦君。

（3番 林 一彦君登壇）

3番（林 一彦君） 議案第93号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について、賛成討論を行います。

本件は補正予算であり、後期高齢者特別会計への繰越金、高齢者対象の肺炎予防接種委託料、8月9日発生而降雹による農作物災害対策費、8月5・6日の集中豪雨により発生した災害復旧費等の補正であります。

厳しい財政状況の中ではありますが、何れも住民生活に欠かせない必要な事業であります。またその財源については、国や県の補助金と繰越金が主でありまして、財政運営上も問題ないと思われま。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第93号の討論を終結いたします。

議案第93号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第93号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）については、可決されました。

- 日程第7** **議案第94号** 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第95号 平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第96号 平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第97号 平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第98号 平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第99号 平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（傳田創司君） 日程第7、議案第94号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、議案第99号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで以上6件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀律君。

（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）

厚生常任委員長（本多秀律君） 本委員会に付託されました、議案第94号から、議案第99号についてまで、以上6件を一括にて委員会における経過と結果についてご報告いたします。

はじめに、**議案第94号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）**についてご報告申し上げます。

担当課より、次の通り説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,782万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ、26億3,237万4千円とするものであります。歳入ではその他繰越金1,782万円であり、歳出の主なものは特定検診追加データ作成委託料及び予備費の1,754万円を増額補正するものである旨の説明の後、予備費の補正は8月までに老人保健拠出金の支払いとして充用するものであります。

以上質疑を終わり、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第95号、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**について申し上げます。

担当課長より、次の通り説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ2億5,316万6千円とするもので、歳出では均等割の軽減をする、システム改修業務委託料、116万6千円である旨の説明の後、補正の内容は何か、均等割の軽減と保険料の変更に伴う通信費とシステム改修費です。少数意見では、法律改正で町に負担が掛かり承服できない。

以上質疑を終わり、本案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第96号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)**について申し上げます。

担当課長より、つぎの通り説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,349万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,149万4千円とするもので、歳入では繰越金5,337万2千円であり、歳出の主なものは介護給付費準備基金積立費4,419万3千円、諸支出金は主には国庫支出金等過年度分返還金1,314万9千円などの増額、予備費は731万1千円の減額であります。

以上質疑を終わり、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定しました。

次に、**議案第97号、平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)**について申し上げます。

担当課長より、次の通り説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,495万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億895万5千円とするもので、歳入では国庫補助金640万6千円、繰越金884万8千円などを増額し、簡易水道事業基金繰入金499万9千円、町債2400万円を減額し、歳入総額を増額補正するものであります。

歳出の主なものは総務費にて、巡視車購入135万5千円、猿ヶ京簡水総合工事に伴う委託料及び工事費や農道整備に伴う水道管移設工事費など3,270万円は本橋壁地区となります。

以上質疑を終わり、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定しました。

次に、**議案第98号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)**について申し上げます。

担当課長より、次の通り説明があり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,301万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億6,051万円とするもので、歳入では一般会計繰入金3,500万円を減額し、繰越金4,041万円と町債760万円を増額し、歳入総額を増額補正するものであります。

歳出では公共下水道建設事業費は約1,200mの実施設計及び許可変更業務委託費として1,301万円を補正する。以上説明の後、工場誘致は決定しているのか、仮協定書を締結しております、工場が来なくても下水道の区域内ですので整備が必要であります、区画整理に合わせて事業実施予定で蟹杵方面への中間部分の事業認可変更であります。

以上質疑を終わり、本案は賛成多数を以て、可決すべきものと決定しました。

最後に**議案第99号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)**についてご報告いたします。

担当課長より、次の通り説明があり、平成20年度水道事業会計補正予算実施計画に定めた収益的収入及び支出の予算額を補正する。既決の予算額2億8,257万3千円の総額を上水道事業費用で11万2千円及び簡易水道事業費18万9千円を減額し、補正後の予算は2億8,227万2千円とするものであります。

平成20年度みなかみ町水道会計損益計算書では、当年度純利益は3,054万3千円と予測され、前年度繰越欠損金は5億5,861万2千円であり、当年度末欠損金は5億2,806万9千円と予定されています。

平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算見積では支出において、上水道事業費で主なものでは、雷害による修繕費186万1千円、一時借入金利息の225万円減額であ

ります。以上質疑を終わり、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ議案第94号から議案第99号までの委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。
まず議案第94号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第94号の質疑を終結いたします。
次に議案第95号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第95号の質疑を終結いたします。
次に議案第96号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第96号の質疑を終結いたします。
次に議案第97号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第97号の質疑を終結いたします。
次に議案第98号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第98号の質疑を終結いたします。
次に議案第99号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第99号の質疑を終結いたします。
これより議案第94号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第94号の討論を終結いたします。

議案第94号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） これより議案第95号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番(原澤良輝君) 平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、反対討論を行います。

9月15日は敬老の日でした。敗戦直後の兵庫県野間谷村で高齢者に敬意を表し、高齢者の知識や人生経験を学ぼうと設けたのが始まりとされております。

世界にも例のない敬老記念日をもつ日本で、政府は75歳になったら後期高齢者と呼んで厄介者扱いにする、世界に例のない差別医療を導入しました。

77歳の喜寿を迎えたお年寄り、日本が中国へ侵略戦争を始めた年です。

88歳の米寿なら、第一世界恐慌の暴風が吹き荒れた年に当たります。悲惨な戦争と戦後の復興に文字どおり、身を粉にして働いた世代に肩身の狭い思いをさせる政治には未来がありません。

一昨日、東京の「日の出町」は75歳以上の医療費無料化を打ち出しました。

本議会には子育て条例が提案をされました。子育てをする若者を支援することは必要です。しかし、その財源を町長の言うように「敬老祝い金の見直し」で捻出するのでは何おか言わんやです。

若者とお年寄りを対立させたり、非正規労働者や正規労働者、都市と地方を対立させて、お互いに足を引っ張り合わせる手法は問題点をすり替えてしまいます。

高齢者をないがしろにして、心細い気持ちにさせるやり方については、若い世代にも「老い」への不安をかき立て、その暮らしに暗い影を落としております。

誰もが「長生きをして本当に良かった」と思える町をつくるのが私達の使命です。

年齢で差別する後期高齢者医療制度は、何度変更しても国民の怒りが収まらず、廃止するしかありません。

後期高齢者医療制度を宣伝するなどのために町民の税金を使う本補正予算には反対を表明して、討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

15番河合幸雄君。

(15番 河合幸雄君登壇)

15番(河合幸雄君) 議案第95号、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、賛成討論を行います。

今回の補正につきましては、今年度から県内の市町村が加入する広域連合が設置され、75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度が始まりました。

この制度について、年度途中で制度の見直しによる保険料の軽減措置が行われ、それに伴い電算システムの改修業務委託料、被保険者に対しての郵送料に伴う増額補正であり、後期高齢者医療事業に運営上必要な補正と認められますので、以上申し上げ賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第95号の討論を終結いたします。

議案第95号、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、議案第95号、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第96号について討論に入ります。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第96号の討論を終結いたします。
議案第96号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第97号について討論に入ります。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第97号の討論を終結いたします。
議案第97号、平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号、平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第98号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 議案98号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1

号)について、反対討論を行います。

前年度繰越金が4,791万円になり、一般会計繰出金を3,500万円減額しています。一方で下水道債を760万円発行しています。下水道会計の起債残高は19年度末で57億2,607万円です。

18年度末借金残高は58億5,077万円で、元金返済8億6,460万円、利子返済2億1,615万円を支払っております。

しかし、下水道会計の借金は1億2,470万円しか減っていません。起債の760万円はやめて、一般会計繰出金の減額を2,740万円にして借金を減らす必要があると思います。その努力がない本補正予算には反対を表明して、討論といたします。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 議案第98号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算についての賛成討論を行います。

今回の補正は、下矢瀬、蟹杵地内に企業誘致を行う準備として、下水道変更認可及び実施設計業務委託を行うものであり、雇用の確保と定住人口の増加を図る上でも重要な事業であります。早期に事業が着手できるようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第98号の討論を終結いたします。

議案第98号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第98号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第99号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第99号の討論を終結いたします。

議案第99号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） この際、休憩いたします。10時50分から再開いたします。
（10時39分 休憩）

（10時52分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第100号 平成20年度みなかみ温泉事業特別会計補正予算（第1号） について

議 長（傳田創司君） 日程第8、議案第100号、平成20年度みなかみ温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案につきましては、小野章一産業観光常任委員長が急な事情により欠席のため、副委員長から委員長報告を求めます。

産業観光常任副委員長河合生博君。

（産業観光常任副委員長 河合生博君登壇）

産業観光常任副委員長（河合生博君） 本委員会に付託されました議案第100号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第1号）について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

担当課より、歳入歳出それぞれ180万円を追加するもので、歳出の主なものは村有1号泉動力装置設置工事、第二配湯所配電盤交換工事のための費用である旨の説明を受け、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

議 長（傳田創司君） 審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第100号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第100号の質疑を終結いたします。

これより議案第100号について、討論に入ります。

本議案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第100号の討論を終結いたします。

議案第100号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第9 認定第1号 平成19年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（傳田創司君） 日程第9、認定第1号、平成19年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第9号、平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 本委員会に付託されました認定第1号及び認定第9号についてを一括にて委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず認定第1号、平成19年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

事前に勉強会を行っていたために説明はポイントになりました。

全般にわたり、いわゆる歳入についてなのですが、問題は徴収率アップ、これに限るという担当課長からの説明もあり、逆に議会サイドの強い協力をお願いされました。

歳入全般については142億4,085万267円で不納欠損額が約5,200万円、収入未収額が約9億7,300万円であります。

不納欠損の時効についての質疑には、原則時効はないが結果的には徴収ができないのでおとしているとの説明がありました。

また、滞納整理室で水道料、家賃は扱えないのかとの質疑に対し、調整しているし対応もできるとの回答でした。

次に歳出全般ですが、公債費23億9千万円支出しているが、残180億円になっている今年度末、合併特例債としての事業は7割が交付税措置と聞いているがいつ入るのかとの質疑に措置はされているとの答えでした。

総務費ではシステム委託料の質疑に、買い取りはできず保守契約は必要不可欠とのこと、民生費では灯油関係で当初予算と差があるのはとの質疑に対し、初めてのことであり、該当者の把握ができなかった、次回からは目処がたったとのこと。

敬老費の見直しは子育て基本条例と関係あるのかとの問いには、総予算の範囲であり、老人の制度は動かせないが町独自のものはできる、100歳で50万円は多い、検討したい、県内を見ても見直しがされてきている、子育て支援に軸足を移したいとの回答でありました。

介護給付で評価させていただくのは、渋川までの自動車送迎であり、家族の悲願でもあったら、心温まる事業は歓迎するとの意見がありました。

衛生費では、蛍の補助員の謝礼について職員も従事しているのに必要なのかに対し、カワナナの管理をお願いしている、職員は朝早くから行くこともあるが、この係ではないとのことでした。

農林水産費では、水紀行館の今後の支出の質疑に対し、20年度は0円、用途変更で収益が出るからとのことでした。

観光商工費では、観光協会に補助金を出しているが給料はどの質疑に、事務局長と職員に支払っているとのこと、またファミリーオの借上料等、町との関わりはどの問いに、建物と広場等借上げている、JRからももらっているとの回答でした。

ふれあい交流館は今後も続けるのか、商工会が指定管理者であり、地代は見合った金額であるので、観光振興上必要であるとのことでありました。なお、地主からは購入をして欲しい旨のことも寄せられているとのことでもあります。

武尊青少年旅行村はどの問いには、ロジは築40年であり、老朽化が激しい、地元と話し合いをしながら迎えていきたいとのことでした。

土木費では、今回2,500分の1の都市計画図を作成するとのことでした。

その他、消防費、教育費等もありましたが、何れにしても議員も事前に決算勉強会があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は多数を以て、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号、平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

説明の後、バスはいつ買ったか等の簡単な質疑があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、認定すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず認定第1号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

次に認定第9号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第9号の質疑を終結いたします。

これより認定第1号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8 番（穂苅清一君） ただ今、委員長報告で2007年度のみなかみ町一般会計の決算認定について多数で認定すべきものという報告がありました。これについて私は反対いたします。

ご存知のように、合併後2度目の決算となったものですが、一部基金の取り崩しなどで社会福祉協議会の運営費が増額されたということで、一部評価される部分はあります。

しかしながら、全体的に見た場合にいろいろな今後の問題も含めて、これらの決算認定については賛同するわけにはいきません。

一つには、町支出の「大峰高原開発」が民事再生法の適用を受けて、町が出資していた7千万円ほどの出資金が、紙くずになってしまいました。

前回にも水上リゾートの3,400万円という同様に紙屑になってしまった問題もあります。もうすでに合わせると1億400万円の税金が町の責任で無駄に使われてしまったと判断せざるを得ない、そういう無駄な経営やムダ遣いが現実に今回の一般会計決算の中

に反映されて見えております。

こういう無駄を反省しないで、財政が厳しいからと言って、先程も質疑の中にちょっとありましたけども、老人のインフルエンザ助成金は2千円のまま助成金がカットされたままであるという問題や、後期高齢者医療制度が昨年から決算の中にも反映されておりますけれども、滞納すれば保険証を取り上げてしまって、後期高齢者医療広域連合へ滞納に対しては負担金として上げなくてはならないという、市町村自体の負担も今後出てきますし、今回もそういうものが計上されてきますが、そういう弱者いじめと言っても仕方のないような問題が内在した決算認定であろうと思います。

さらに給食の問題についても若干先程ふれましたけれども、ふれますと調理業務が民間に委託されていて、それも決算内容に明らかになっております。そういう点では、これは町が直営で管理して責任を持つべきであろうと思います。

給食も教育の問題と同じですが、町の教育委員会が作成した、2007年度のみなかみ町新教育プラン報告書というものが皆さんのお手元にもあろうかと思えます。

この中で見ますとですね、小中一貫校の教育研究と、新治でその例が出ているわけですが、統合した空き校舎の利用などを検討した報告書がこの中にきちんと書かれております。空き校舎等の活用部会というものが設けられております。

その中には、ご存知のように東京芸大教授だとか、あるいは日本教育大学院教授だとか、それぞれの大学の教授等が12人でこの部会も編成されております。

この中で大事なことをやっぱし言っているんですね。

須川小学校、猿ヶ京小学校、この2つの学校を実に丹念に視察しております、その人達が。この両校の素晴らしさというものを実感で感じて、それを文章にしているわけですが、その素晴らしい学校が空き校舎となっていることの「もったいなさ」というものを盛んに強調しているのですね。こういう所にも統廃合の問題の中でムダ遣いもこういうところにも出ているのではないかということも私も報告書を読んで改めて感じました。

これは過ぎ去ってしまった過去の問題ではありません。現在も進行中であり、また今後他地区における学校施設等の統廃合が進められてくる恐れもありますので、そういう点では、報告書に書いてある大学教授などの見解というものはやっぱしきちんと真摯に学んで行く必要があるのではないかなと私は思います。

今、学校の問題が出ましたけれども、町長も確か全員協議会で2ヶ月くらい前ですかね、地震対策が必要ないのは、今出した施設は廃校になってしまったわけですが、そういう耐震の問題も必要のない、その2つもそういう心配もない立派な校舎だったわけです。

町長は、月夜野中学校と新治小学校の2校だけだと言いました。新治小学校は統合で新しくなったわけですから、当然のことだと思います。

その反面ですね、今直面している教育施設等の統廃合の問題では水上地区は大きい一つの渦の中に巻き込まれてきておりますけれども、そういう点も考えるとですね、こういう問題等も含めて、町全体で総合的に考えて行くということが必要なのではないかと、この決算認定の中にはそういう点はあまり反映されていないのではないかと、そういうことも自ら行政は反省しなければならないかと思えます。

さらに無駄と言いますか、先送りにすれば良かったではないかという、事業を選択する場合の優先順位と言いますかね、そういう点で考えた場合に、本庁舎の改造費が2ヶ年連続ですから、合計で1億4,700万円ほどになろうかと思えます。

そういう点で財政難であるという云々ということも考えた場合、むしろ先送っても良い

ような問題については先送りする、それで借金の返済等に充てるとか、そういう必要性もまた出てくるわけです。

ご存知のように、市町村の財政の問題については国の方も目を光らせておりますし、財政の再生団体にならないように、それぞれ努力されているかと思えます。

と同時に、監査体制もより厳しくなるわけですから、先頃の上毛新聞にも掲載されておりましたけれども、18%以上になっている4つ、みなかみ町、沼田市も含めてですね、出ておりましたけれども、そういう点で多少は実質公債費比率等は解消されたとはいえ、まだまだ借金総額も300億円を超えておりますし、借り入れも若干増えてしまっている、決算の中ではですね、そういう点もやっぱり指摘しなくてはならないわけです。

相対的には借金の残高というのは1億円減少しております。そういう点で考えたときに今後の実質公債費比率をやはり下げて行かなくてはならない、そういったことが多く、総合的な面での大きな課題になるかと思えます。

そういう点でやはり指摘しなければならない課題というのはたくさんありますので、そういう点での無駄遣いがこの決算認定の中には出てきておりますので、これには反対いたします。以上です。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

6番林喜美雄君。

（6番 林喜美雄君登壇）

6 番（林喜美雄君） 認定第1号、平成19年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

「産みの苦しみ」と、「将来への夢」の中でスタートした「みなかみ町」も正確には3回目の決算認定となると思えます。平成19年度歳入総額は142億4,085万267円、歳出総額は133億2,37万5,515円であり、実質収支額8億9,347万8,902円のうち4億5千万円を基金繰入れすることとなっております。

歳入において、町税の調停額に対しての収入済額、つまり収納率であります、82.09%と、昨年に比べて2ポイント強の向上を見ております。

歳入においては、2款総務費は一般財政財産管理費のほか、町章等の作成が行われました。3款民生費においては、老人・介護等特別会計への繰出金のほか、社会福祉費の中で非課税世帯への灯油購入費助成、養護学校の送迎バスの購入、6款農林水産業費では農畜産業の振興、各施設の指定管理、商工費・土木費では観光宣伝イベントの開催、道路の維持管理・改良・除雪、教育費では各学校施設等の維持管理、新治小学校建設事業費、スクールバスの購入等々、住民のニーズを考慮しつつ財政を意識した執行状況が伺い取れます。

各項目において不要な支出を抑制してきた結果、昨年に引き続き黒字決算であります。

このことは町民の理解を得るところと考えます。

よって、本決算は認定すべきものであります。議員諸氏のご理解とご賛同をお願い申し上げます。賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第1号の討論を終結いたします。

認定第1号、平成19年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、認定第1号、平成19年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定については、可決されました。

議 長（傳田創司君） これより認定第9号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第9号の討論を終結いたします。

認定第9号、平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号、平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。

- 日程第10 認定第2号 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**
- 認定第3号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について**
- 認定第4号 平成19年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について**
- 認定第5号 平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について**
- 認定第6号 平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について**
- 認定第7号 平成19年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について**

議 長（傳田創司君） 日程第10、認定第2号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号、平成19年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでは関連する議題でありますので、以上6件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀律君。

（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）

厚生常任委員長（本多秀律君） 本委員会に付託されました、認定第2号から認定第7号までの6件について、委員会における審査の経過と結果について、一括してご報告いたします。

はじめに、**認定第2号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**、申し上げます。

担当課長より、次の通り説明があり、歳入総額は29億1,443万3,678円、歳出総額では27億3,852万6,926円であり、差引額は1億7,590万6,752円であります。また、国民健康保険基金は保険給付費に充てるため、年度中に3,803万5,123円を取崩して繰入れしました。したがって、基金の年度末残高は5,096万5,930円であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税が歳入総額の28.1%を占め、国庫支出金の28.7%、療養給付費交付金の14.1%、繰入金7.5%などであります。歳出では前年対比11.3%の伸び、2億7,867万1,135円の増加であります。

大部分が保険給付費で総額の63.1%を占め、続いて老人保健拠出金の16.1%、共同事業拠出金、介護給付金であります。

一人当たりの医療費では当年度26万3,146円で、2万1,534円増である旨の説明の後、不足額は国からくるのですかについては、実績は翌年度清算されます。一時借受けの限度額はありますかについては、ありません。国民保険は国民にとって一番重要な医療制度であります。保険料も年金天引きで住民が犠牲であります。

以上質疑を終わり、採決の結果、本案は賛成多数を以て認定すべきものと決定いたしました。

次に、**認定第3号、老人保健特別会計歳入歳出決算認定について**、申し上げます。

担当課長より、歳入総額は27億3,908万6,020円、歳出総額では27億2,980万3,171円であり、差引額は928万2,849円である旨の説明があり、歳入の主なものは支払い基金交付金が歳入総額の50.2%、国庫支出金の31%を占め、全体の81.2%などあります。

歳出では前年対比、総額ではマイナス1.8%、4,846万8,259円の減少であります。大部分が医療諸費であり、歳出総額の98.9%を占めること、医療費は被保険者数が減少しておりますが一人当たりの医療費は増加の傾向にあるとの説明があり、質疑では、一般会計の繰出金について、それは決算の結果、超過繰り入れとなった額を一般会計に戻すものである、平成20年度から老人保健はなくなります、しかし支払いが残るので繰越金により対応いたします。

以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て認定すべきものと決定しました。

次に、**認定第4号、介護保険特別会計の歳入歳出決算認定について**、申し上げます。

担当課長より、介護保険制度は他国に例を見ない速度で進行する高齢化社会の介護問題について、国全体で取組む観点からスタートした社会保障制度であります。介護を要する状態になっても、自立した日常生活ができるよう適切な執行に務めております。

そして、歳入総額は17億4,882万4,498円、歳出総額は16億7,969万8,089円であり、引続き健全な運営が維持されております。

平成20年4月本町では、高齢化率30%を超えました。今後、介護サービスや給付費の増加は避けられませんが地域支援事業等の拡充を図り、安心して暮らせる環境づくりに努めます。保険料を納めてくる人が増えるのかについては、増えます。施設入所待機希望者は約100人います。ただし、通所施設には空きがあれば入れます。

保険料収入は前年対比103.26%です。自立支援法との影響は65歳以上で介護優先になります。影響は少ないと考えております。

今65歳以上の人は何人増えているかの問いには、35人で高齢化率は30.27%であります。介護施設で人手不足はあるのか、各施設は対応しておりますが若い方が長続きしないと聞いておりますなどの後、質疑を終わり、本案は全会一致を以て認定すべきものと決定いたしました。

次に、**認定第5号、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定**について申し上げます。

担当課長より、次のとおり説明がありました。歳入決算額は3億291万1,791円、歳出決算額は2億9,106万3,303円で、差引額は1,184万8,488円あります。歳入の主なものは、年間有収水量が18年度と比較して、3万3,702トン減少し、112万5,083トンとなり、大口使用者の節水により、使用料が215万8,147円減少しました。

国庫支出金990万円は、東部簡易水道水源変更工事の補助金であります。

県支出金232万円は、北部簡水及び猿ヶ京簡水の石綿管布設替工事の補助金であります。繰入金4,966万5千円は一般会計からの繰入金であります。繰越金625万1,660円は前年度からのものであります。町債8,250万円は繰上償還に伴う借換債及び簡易水道事業債であります。

歳出では簡易水道費1億1,112万9,293円は人件費及び管理費で、施設費5,998万4,400円は東部簡易水道水源変更工事及び北部・猿ヶ京簡水石綿管布設替工事であります。

公債費の1億1,994万9,610円は借換債及び簡水事業債であります。

以上の説明後に、委員より、メーター器の交換は公費で設置するべきであるとの質問に、地区によってはボックスをやっていたが大きくなる場合は購入していただきました、現在は止水栓をつけ、希望者には3千円で設置しております。また、個人負担がいいのではないかとの意見もありました。

次に、東部簡水の給水量はどのくらいかに対し、毎分400リットルで、一日では57万6千リットルであるとの回答でありました。

5千万円の投資は必要なかったのではとの問いには、濁り防止とクリプト対策のために掘りましたとの回答でした。委員からは、二重投資で反対との意見でした。

また、不能欠損の内訳はとの問いに、時効44件、倒産・破産宣告9件、時効12件、行方不明12件との報告がありました。

次に滞納者の取り扱いに対し、水道管理者の決裁を伴わないと職員の責任になるのではとの意見に、委員会も手伝って良い意見に対し、他の委員からは議会人がそこまではおかしいという意見もありました、そのような性質のものではないということでした。

また、他には、時効2年以上は厳しい態度ですべきですという意見もあり、担当課からは、未納者全員の停止はできません、悪質の未納者から徐々にする、分納誓約していただければ停止はしません、そのような回答がありました。また、滞納者に対して委員会決議を12月に提出するよう意見が出されております。

以上、質疑を終わり、本案は賛成多数を以て認定すべきものと決定いたしました。

次に**認定第6号、下水道事業特別会計歳入歳出決算認定**についてご報告いたします。

担当課長より、歳入決算額は15億3,335万7,618円、歳出決算額は14億8,544万6,771円であり、差引額は4,791万847円となりました。

歳入の主なものは、下水道使用料及び手数料2億953万2,809円、国庫支出金2,376万8千円、県支出金1,268万円は公共下水道工事及び合併浄化槽補助金であります。繰入金5億1,649万8千円は一般会計からのものであり、繰越金2,197万3,509円は前年度からのものであります。

歳出で主なものは、総務費8,421万8,534円、公共下水道費9,044万7,694円は月夜野・水上地区の管渠布設工事であります。

特定環境保全公共下水道費3,493万5,723円は、新治地区の建設及び管理費であります。流域下水道事業費1億7,406万6千円は建設及び維持管理負担金であります。汚水処理施設整備費1,921万7千円は合併浄化槽補助金であります。

公債費10億8,077万3,757円は借換債および下水道事業債の元利償還金であります。施設の老朽化による維持管理費に要する経費は、今後増加の傾向にありますなどの事業説明を受け、委員よりは、利子が高負担ですがとの問いに、繰上償還は21年まで行い、19年度については7千万円の軽減になりますとの回答がありました。

以上質疑を終わり、本案は全会一致を以て、認定すべきものと決定いたしました。

最後に**認定第7号、水道事業会計歳入・歳出決算認定**について、ご報告いたします。

本会計は給水戸数5,109戸、給水人口14,102人、年間有収水量は261万4,718トンとなりました。収益的収支では事業収益3億970万9,798円、事業費用3億6,811万7,099円であります。消費税計算後、5,889万円が当年度の純損失となり、前年度繰越欠損金を加え、当年度未処理欠損金は5億5,861万2,554円あります。

資本的収支では事業収入2億4,585万4千円、事業支出3億2,508万451円で、不足額7,922万6,451円は、主に過年度損益勘定留保資金1,786万1,792円、当年度損益勘定留保資金3,140万3,022円などから補填し、さらに、不足する2,947万7,724円は一時借入金にて措置したものであるとの説明でありました。

質疑に入り、料金の値上げは三地区環境が違うので不満でありますとの意見には、石綿管の更新が多くあるので料金の値上げにご協力をお願いしたい旨の説明がありました。

以上質疑を終わり、本案は賛成多数を以て、認定すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ認定第2号から認定第7号までの委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。まず認定第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。次に認定第3号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。次に認定第4号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。次に認定第5号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

次に認定第6号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

次に認定第7号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第7号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） これより認定第2号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 認定第2号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

1点だけ申し上げます。国民健康保険法第56条で「保険給付を受ける権利は、譲り渡しや担保にすること、差し押さえすることを禁止」しています。国民健康保険の加入者のうち、「無職」の者の割合が増えておりますし、非正規雇用などで低賃金の若者の加入も増えています。

保険料が高くて払えない人が増えてまいりました。19年度決算では国保運営協議会費が全額不用額に計上されてしまいました。運営協議会というのは、条例にもあるのですが、国保料を値上げするときだけの「アリバイ」づくりというのでは困ってしまいます。

予算は多くありませんが、国保がかかえる問題点や運営方法の改善・研究等、医療情勢全般を対象に、毎年開催して、運営協議会の権威を高める必要があります。

例えば、老人のインフルエンザ助成金は削減されたままですけれども、元に戻して、受診率を上げれば病気にかかる割合も減るのではないかと、医療費も減ると、これからは予防医療を充実する必要があると思いますので、このことを申し上げて、反対討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

10番高橋市郎君。

（10番 高橋市郎君登壇）

10番（高橋市郎君） 認定第2号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計決算認定について、賛成討論を行います。

国民健康保険制度は、被保険者が病気やケガなどをしたときに、国・地方公共団体及び個人で医療費を分担することで経済的に安心して医療機関で受診できることを目的とした医療保険制度であります。

医療技術の進歩による医療費の増加、その一方で低所得者の増加、保険税の未納等、みなかみ町においても国保を取り巻く財政は厳しさを増しております。

国においては将来にわたり、医療制度を持続可能なものとしていくため、医療制度改革大綱に沿った医療費適正化の総合的な推進などを進めているところであります。

本町の国民健康保険特別会計におきましても、事業の健全かつ円滑な運営を図るため、税収の確保をはじめ、保健事業の推進による医療費の抑制に重点をおき、医療費の適正化に取り組んでおりますが、今後におきましても、安心して医療を受けることができる、制

度運営のための一層の努力をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第2号の討論を終結いたします。

認定第2号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、認定第2号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定されました。

議 長（傳田創司君） これより、認定第3号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第3号の討論を終結いたします。

認定第3号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

議 長（傳田創司君） 認定第4号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） これより認定第5号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

- 9 番（島崎栄一君） 認定第5号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論をいたします。

この簡易水道の決算の中で、どのような支出がなされていたかというところで東部水道の5千万円のボーリング事業、この支出が行われました。

このボーリング事業が行われる前、どのような水源確保をしていたかというところ、川古の水を使っています、台風等、濁った時にですね、クリプト対策で75ミリのポンプアップする、それがもうありましたので、その時は川古の水をストップして地下水で対応するというので、以前からやっていました。今回、5千万円かけてわざわざもう一本、その75ミリの隣に150ミリのボーリング事業をしたんですけども、結果とすると今までどおりです。

なぜかというところ、570トンしか、それでは揚がりませんので、千トン以上使う東部水道の水源はそれだけでは間に合わず、結局、今までどおり川古の水を使っています。

ですから、普通は川古の水を使っていて、台風等濁ったときは地下水をするということ、今までどおりです。5千万円かけなくても、このとおり出来たわけですから、本当に無駄遣いでした、全く意味がなかったと。財政再建ということで取り組んでいる町としてはもっとよく検討して、このような出費がないようにしなければならないと思います。

みんなが出したお金を5千万円無駄に使っちゃったと、大変大きな金額を無駄にしたと言うことですから、これはとても賛成だと言うわけにはいきません。

- 議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

4番山田庄一君。

（4番 山田庄一君登壇）

- 4 番（山田庄一君） 認定第5号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての賛成討論を行います。

簡易水道事業会計につきましては、計画給水人口5千人以下の簡易水道と100人以下の小水道により運営されていますが、施設の老朽化や水道水源の環境の変化による水質の悪化等により、改良・更新等が必要となっており、それに対応すべく整備が進められています。今後も安全でおいしい水が安定供給されることと効率的な運営を要望いたしまして、賛成討論といたします。

- 議長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありますか。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

- 7 番（原澤良輝君） 認定第5号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

利率7%以上の借入金4,334万円を返済して、1%台の低い利率の資金3,800万円を借入する借換を行った事は評価したいと思います。

しかし、18年度末借入金残高は11億2,231万円が19年度末には11億2,152万円とわずかに79万円しか減っておりません。

水道収入1億4,867万円対しても多すぎますし、借入金利子支払も3,665万円もしております。一般会計繰入金の4,967万円の約4分の3を利子支払で占めておりま

す。同じ水を扱っている水道事業会計と比べても給水人口・給水量・借入金残高など正常な会計運営ではないことを申し上げて、反対討論とします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第5号の討論を終結いたします。

認定第5号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、認定第5号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定されました。

議 長（傳田創司君） これより認定第6号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第6号の討論を終結いたします。

認定第6号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

議 長（傳田創司君） これより認定第7号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 認定第7号、平成19年度みなかみ町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

利率7%以上の借入金を1億9,775万円返済し、1%台の低い利率の資金を1億9,680万円借り換えた事は評価いたします。

18年度末借入金残高11億933万円と比べて、7,942万円残高は減少しましたが、9,273万円を不納欠損処理したために2,948万円の資金不足になり、一時借入金で措置しています。一時借入金については、決算審査意見書のなかでも「実質、返済の目途のない固定負債たる長期借入金で、公営企業法上認められない経理である」と指摘されています。

さらに、19年度末未収金は、1億1,392万円あるうち7,190万円は「時効等により徴収不能」と指摘しています。

19年度の水道事業報告書では、一時借入の際、「この財源不足は、今までの不納欠損をまとめて行った結果であり、来年度は解消する予定」と報告していますが、未収金の徴収不納分の処理を行えば解消はできないと考えます。

19年度は一般会計から5,852万円を繰り入れており、企業会計と言っても完全に独立できないことは明らかになっております。

一般会計の決算が本年度は8億9,348万円の黒字になっていることからすれば、水道事業における違法の一時借入金の解消は出来るはずです。本決算で違法状態を解消するように申し上げて、反対討論といたします。

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 認定第7号、平成19年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定についての賛成討論を行います。

水道事業は日常生活には欠く事のできない飲料水の供給事業であり、合併時より懸念されておりました未収金の調査が終了し、不納欠損処理が行われましたが、今後、滞納者・未納者に対して、毅然とした厳しい対処により、住民間の公平性と財源の確保に努めると共に、安全な水が安定供給できますことを要望いたし、賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第7号の討論を終結いたします。

認定第7号、平成19年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、認定第7号、平成19年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定については、認定されました。

議 長(傳田創司君) ここで確認をさせていただきたいと思います。

先程、認定第4号につきましては、誤って討論をとばして採決してしまいましたことのお詫びを申し上げます。と共に、全会一致を以て可決されたということで確認をさせていただきますのでご了解を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長(傳田創司君) この際、休憩いたします。13時00分から再開いたします。

(11時55分 休憩)

(13時01分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 日程第11 認定第8号 平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について**
認定10号 平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定11号 平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（傳田創司君） 日程第11、認定第8号、平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定11号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでは関連する議題でありますので、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましても、小野章一産業観光常任委員長が急きょ入院をされたため、副委員長が委員長報告を行います。

産業観光常任副委員長河合生博君。

（産業観光常任副委員長河合生博君登壇）

産業観光常任副委員長（河合生博君） 本委員会に付託されました認定第8号、平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、委員会における審査の経過と結果について、一括にてご報告いたします。

まず、認定第8号、平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について、申し上げます。

歳入総額767万2,308円、歳出総額669万7,077円、差引額は97万5,231円であります。

歳入の主なものは、テナント使用料283万8千円、繰越金213万6,450円、テナント光熱水費209万9,401円であります。

歳出の主なものは、光熱水費・通信費等388万7,411円、業務委託費253万2,844円であります。

19年度においては、まちづくり観光協会の事務所設置によるテナント料の増額により、広域圏組合からの補助金についてはもらわなくて済み、今後運営について、施設の老朽化もあり、広域圏組合・国土計画と協議したいとの報告を受け、委員からは夜間監視の委託契約状況がどうなっているのか等の意見がありました。

以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第10号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について、申し上げます。

歳入総額は1,424万8,575円、歳出総額は1,321万9,341円、差引額は102万9,234円あります。

歳入の主なものは、1款事業収入760万5,120円、5款基金繰入金194万7千円、6款一般会計繰入金350万円あります。

歳出の主なものは、賃金450万9,150円、需用費323万1,369円、使用料

・貸借料248万1,680円、原材料費110万2,474円、負担金40万7,983円であります。

雪不足により、19年度は4,981人の利用客でありました。

シーズン券を買ったが利用できない客がいた、過去のシーズン営業100日、実績はなかった等の報告を受け、委員からは降雪機の導入は指定管理にしてはどうかとの意見に対し、設備費が多額にかかる、本気で営業したい方がいてくれればとの答弁があり、国有林借地料は交渉は出来ないかの質問には、50万円ほど前年度よりも安くしていただいた、今シーズンの実績を見た中で今後の運営を考えるはずだがとの質問には、スキー場運営委員会の中で話し合いたいとのことでした。

以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第11号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、申し上げます。

歳入総額は8,906万4,833円、歳出総額は4,345万5,410円、差引額は4,560万9,423円であります。

歳入の主なものは1款事業収入3,462万7,555円、2款繰入金5千万円、4款繰越金354万8,987円であります。

歳出の主なものは、1款事業費4,306万7,119円であり、2款温泉管理費3,520万3,319円あります。

委員からは未収入金徴収方法について検討するべきではないか等の意見があり、今後運営委員会を開き、検討して徴収に当たりたい。

以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て認定すべきものと決定いたしました。

以上、認定第8号から、認定第11号まで一括にての報告といたします。

議 長（傳田創司君） 審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず認定第8号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第8号の質疑を終結いたします。

次に認定第10号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第10号の質疑を終結いたします。

次に認定第11号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第11号の質疑を終結いたします。

これより認定第8号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第8号の討論を終結いたします。

認定第8号、平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第8号、平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

議 長（傳田創司君） これより認定第10号について、討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第10号の討論を終結いたします。
認定第10号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第10号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

議 長（傳田創司君） これより認定第11号について、討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第11号の討論を終結いたします。
認定第11号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第11号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第12 発議第10号 社会保障費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書提出について

議 長（傳田創司君） 日程第12、発議第10号、社会保障費の2200億円削減方針の撤回を

求める意見書提出についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので提出者前田善成君より提案理由の説明を求めます。
1 番前田善成君。

（1 番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 発議第10号、社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書提出について、提案理由を説明させていただきます。

地域における医師不足をはじめとして、医療・介護・福祉などの社会的セーフティネット機能が著しく弱体化している。非正規労働の拡大は、生活保護基準以下で働く、いわゆるワーキングプア層をつくり出し、社会保険や雇用保険に加入できないなど、住民の生活不安は確実に広がっている。

そのような中で、7月29日に閣議了解された「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、社会保障関係費予算を2200億円抑制することが示された。これでは、地域の医療体制や介護人材確保は深刻な事態に陥りかねない。

不安定雇用が拡大し、雇用情勢の悪化が懸念される中、労働保険特別会計の国庫負担金の削減は、雇用社会の基盤を揺るがしかねない。

よって、みなかみ町議会は、国及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

1. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（骨太方針2006）で打ち出された社会保障関係費を毎年2200億円削減する方針を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の理由によって、提出をしたいと思えます。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第10号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより発議第10号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

8 番穂苅清一君。

（8 番 穂苅清一君登壇）

8 番（穂苅清一君） 私がここに立つと、つい反対討論をするのではないかと誤解されやすいのですが、かねがね国政の問題については議会においても取り上げてはきましたけれども、往々にして国の問題だから、国会でやれってということが言われがちであります。

そういう点で考えた場合に、この案件について、陳情第4号として出され、それが採択され、意見書提出するという段階にまで来たということは非常に喜ばしいことであると私は思います。

ご存知のように、社会保障費の削減は国の政策で毎年減らされ続けてきております。

そのためにあらゆる社会保障の分野で削減されつつあります。したがって、特に常々弱者に対する予算というものがどんどん削り去られてきているのが現実であります。

ここに述べられてきているような7月29日の閣議で了解されたということが出ており

ますけれども、直前に群馬県においても、前橋市でこの問題に対する決起集会が開かれました。それは従来、自民党の大基盤であると思われてきて、実際にそういう動きのあったいわゆる医療団体の6団体を中心になって、決起集会を開きました。

6団体の中心になっているのは群馬県医師会であり、看護師会であり、薬剤師会とか、介護関係とか、6団体であり、私はこの決起集会が前橋でありましたので参加してつぶさにこの様子を見ておりますけれども、非常に党派を超えたですね、論戦も意見が出されたりして、2200億円削減についての、その削減を求める決議もされたのを昨日のように覚えております。

そういう点で党派を超えた形で、こういう問題があちこちで全国で起きているということが非常に好ましいことであり、そういう点におきまして、賛成の立場での意見とさせていただきます。ありがとうございます。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第10号の討論を終結いたします。
発議第10号、社会保障費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書提出についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、発議第10号、社会保障費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書提出については原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第11号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書提出について

議 長（傳田創司君） 日程第13、発議第11号、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書提出についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。
（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、提出者阿部賢一君より提案理由の説明を求めます。
2番阿部賢一君。
（2番 阿部賢一君登壇）

2 番（阿部賢一君） 発議第11号について、提案理由の説明を申し上げます。
なお、朗読をもちまして、説明に代えさせていただきたいと存じます。
原油や食料品の価格の高騰が続き、国民、勤労者の生活を直撃している。日本の景気はさらに減速しているという見方も増え、特に生活困窮層にあっては「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されなくなるおそれがある。
これまでの景気回復下において、国と地方の格差は拡大し、地域経済は疲弊している。賃金が低下する中、物価高騰による購買力の低下は、住民の生活を圧迫させ、さらなる地域経済の悪化や地方行政運営による深刻な影響を与えることが懸念される。
よって、みなかみ町議会は国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

1. 原油や食料の高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、中低所得者層を中心とする所得税減税や生活困窮者に対する補助金制度の対する物価上昇分（3%程度）の上乗せを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
発議第11号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第11号の質疑を終結いたします。
これより発議第11号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第11号の討論を終結いたします。

発議第11号、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第11号、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書提出については原案のとおり可決されました。

日程第14 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長（傳田創司君） 日程第14、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第15 字句等の整理委任について

議 長（傳田創司君） 日程第15、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規

則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、そのとおりに決定いたしました。

議長（傳田創司君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は、総て終了いたしました。

町長閉会あいさつ

議長（傳田創司君） 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。
今夏は、局地的・突発的な雷雨や大雨が多く、降雹で農作物に被害が出る等、不安定な気象状況でありました。いよいよ台風シーズンの到来ですが、現在襲来している台風13号の進路が心配されます。

町では防災計画に基づき態勢を整えると共に、危険箇所の情報を収集し、町民の安全・安心の確保に努めてまいります。

さて、『みなかみ・水・「環境力」宣言』をご議決頂き、誠に有難うございました。

心から感謝と御礼を申し上げます。

申すまでもなく、本町は広大な自然に恵まれ、そこに源を発する利根の清流は、多くの人々の生命と暮らしを支えています。また広大な森林はCO₂を吸収し、豊かな酸素を供給しています。

21世紀は「環境の時代」であり、「水源の町」に住む私達は、率先して「環境力」を身につけることが肝要であります。

我が町の宝は何と言いましても「水」と「森林」であります。

そして、これらを「まもる力」・「いかす力」・「ひろめる力」の各プロジェクトは、「環境力」を育み、そこに流す汗はみなかみ町民は元より、利根川流域住民、首都圏に住む人々の安寧を約束します。

私たちは、『みなかみ・水・「環境力」宣言』を世に先駆けて発信し、目標である夢のある町づくりの基本理念の一つに定めて、町民が誇りの持てる豊かな町づくりを進めていきたいと考えております。

また、補正予算をご議決を頂きまして有難うございました。

これに伴い、今年10月1日から、新たな施策として肺炎球菌予防接種（肺炎予防ワクチン）を行うこととなります。

みなかみ町の入院状況は、昨年5月の統計によりますと、第1位は精神疾患、第2位が肺炎、第3位が脳梗塞、第4位が骨折となっております。

また全国的には高齢者の三大死因は、癌、心臓、脳卒中の順番ですが、肺炎は第4位であり、命取りになる重病の一つであります。

そこで肺炎を予防すべく、肺炎予防ワクチンの接種を行うことになりましたが、群馬県

内では初めての取り組みと伺っています。

この事業は今年の10月1日から、利根沼田医師会の理事会の決定を得て、各医療機関のご理解とご協力で行うものであります。

対象者は70歳以上のみなかみ町民であり、持病等で医師が認めた場合はこの限りではありません。

接種料金は、消費税を含めて7,870円を上限とし、町の助成金は一人3,000円です。助成金は町が医療機関に直接支払うこととなります。

利用される人は、役場本所・支所の窓口で認め印を持参のうえ申請することとなります。

生涯に一度という接種制限がありますので、役場・保健福祉課では接種台帳を整備して、接種の有無を管理していきたいと考えております。

このワクチンは、一度接種すると5年間の効果があり、インフルエンザワクチンと両方接種すると死亡率も減少すると言われております。今後は事業の周知・徹底を図り、高齢者の健康管理に努めてまいりたいと思います。

今定例議会では、平成19年度決算、補正予算、さらには『みなかみ・水・「環境力」宣言』等、重要案件を慎重・審議願ひ、何れも認定・可決のご議決を賜わり、厚く御礼申し上げます。今会期中に議員各位から貴重なご意見を頂きましたので、今後の行政運営に生かしてまいりたいと考えております。

これからは収穫の秋、そして行楽のシーズンを迎えるなど、お忙しい毎日が続くと思ひます。議員各位にはご自愛の上、益々のご活躍をお祈り申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

議長閉会あいさつ

議長（傳田創司君） 町長からの挨拶が終わりました。

ただ今を以て平成20年第6回（9月）定例会を閉会にあたり、私からも一言、お礼を含めてのご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、決算認定、補正予算、条例規制、町指定管理事業者等の経営状況の報告、承認案件、また任期満了に伴う人権擁護委員の推薦同意、公平委員の選任・任命など多数の重要諸議案件、そして一般質問と議員各位におかれましては、終始熱心に審議賜り無事閉会の運びとなりましたこと、心から感謝申し上げます。

また当局関係者各位におかれましても、それぞれの議案審議に対しまして詳細な説明をいただきご協力をいただきまして大変に有り難うございました。改めて深く敬意を表す次第です。

新みなかみ町として、合併してから今月末で丸3年となります。

健全財政再建に向けての合併も、その目的達成に向かい邁進しております。

当局・議会も、その立場は異なっても、町の活性化、町民に対し、より幸せをもたらすことについての目的と目標は少しも変わりありません。

与えられている任務と責任は、よりお互いに再認識しなければなりません。

行財政の改革のために敷かれたレールから車輪が脱線することのなきよう進行しなければと思ひます。時には、目的の光を見失うことや、その目的のために、関係者で痛みを分かち合わなければならないことなどもあります。私たち議員は町民の皆さんにより近く、その声に十分耳を傾けなければならない立場であります。

町の将来のしっかりしたあるべき姿を描く中で、場合によっては、その調整役も買っ
て出なければなりません。住民理解を優先し、民主主義の基本ルールに従い、早急に合理化
を進めていく必要性を強調するものであります。

さて、今期議会では、利根川源流の町として、この地において、全国に先駆け「環境力
宣言」が提案されました。このことはすでに我々自治に関わる者として、これからの地球
温暖化防止対策として、21世紀環境の時代を避けて通ることの出来ない、最重要視され
る地球規模の問題であります。

宣言内容が全会一致を以て原案可決されたことは、誠に喜ばしく、今後大きな期待を
かけるものであります。

環境問題に関心を高く示し、その責務に取り組んでいる姿を表すことこそ、観光が基幹
産業であります「みなかみ町」の大きなPRになると考えております。

人類は地球環境を犠牲にしながら発展してきました。

産業革命以来、環境破壊の速度は速まり、最近はその速度がさらに速まり「温暖化と言
う」地球規模の破壊となっており、人類の危機へと向かっております。

環境破壊の速度を少しでも弛めるため、今こそ、この水源の町から発信し、その考え方
を転換し、根本からの環境問題に対する、我々に出来る地域貢献活動としての事業メニュ
ーを展開し、一日も早く取り組みのできる努力をしようではありませんか。

終わりに、明日からは閉会中となりますが、関係者各位におかれましては、今後、町内
にそれぞれの団体組織の中で、町民体育祭や、新町となって初めての行事である地域防犯
安全パレード、森林整備隊発足式、全国川サミット等の大きな行事が多々計画されてお
ります。成功させるためには関係者の一致協力が必要であります。

また議会においては、継続中の審議・調査などそれぞれの関係者各位引き続きの多忙な
毎日が続くと思われ、目的達成のために、益々の活躍をご期待を申し上げます。

低迷している現状の景気、一般生活者も商売などなされている関係者も大変厳しい状況
は、まだしばらくは続くと思われ、みなかみ町の皆さんの努力によって、少しでも
幸の訪れること、そして、皆様方の益々のご健勝を、また重ねて皆様の努力が一刻も早く
報われることをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

長期にわたり、大変ご協力を下さりまして、誠にありがとうございました。

閉 会

議 長（傳田創司君） これにて、平成20年みなかみ町議会第6回（9月）定例会を閉会いた
します。

大変にご苦労さまでした。

（ 13時32分 閉会 ）